



18財契第477号  
平成18年9月28日

(社) 全国建設業協会 殿

独立行政法人水資源機構  
財 務 部 長



平成19・20年度を有効期間とする一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付  
について

日頃より当機構の業務について、格別のご協力を賜りありがとうございます。

この度、当機構との契約を希望される方から別添「競争参加者の資格に関する公示」により、平成  
19・20年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付を行うこととしました。

ご多用中のところ誠に恐れ入りますが、貴関係各位等に周知徹底方お取り計らいをお願いします。

なお、周知徹底の時期につきましては、平成18年10月2日以降にお願いします。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成19・20年度を有効期間とする独立行政法人水資源機構の一般競争（指名競争）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成18年10月2日

独立行政法人水資源機構 理事長 青山 俊樹

◎調達機関番号 563 ◎所在地番号 11

### 1 業種区分等

#### (1) 建設工事

〔建設工事の工事種別〕

①土木一式工事 ②建築一式工事 ③機械設備工事 ④電気工事 ⑤橋梁上部工事 ⑥舗装工事 ⑦しゅんせつ工事 ⑧グラウト工事 ⑨法面処理工事 ⑩暖冷房・衛生設備工事 ⑪塗装工事 ⑫その他の工事

#### (2) 測量・建設コンサルタント等

〔業務の種類〕

①測量 ②建築関係建設コンサルタント業務 ③土木関係建設コンサルタント業務 ④地質調査業務 ⑤補償関係コンサルタント業務

#### (3) 物品製造等

〔物品等の製造又は販売の種類〕

①建設・建築材料、空調機材、衛生機材 ②繊維製品、皮革製品 ③事務用品、事務機器、家具 ④印刷製本 ⑤燃料、潤滑油、油脂類 ⑥車両 ⑦建設用機械類 ⑧船舶 ⑨電気通信機器類 ⑩試験機器・測量機器・測定機器・観測機器・監視機器 ⑪その他

〔役務の提供の種類〕

①集計、計算、調査研究 ②ソフトウェア、情報処理・提供サービス ③映画・ビデオ制作、広告、広報、企画、催事運営 ④写真、製図、複写 ⑤運送 ⑥通訳、翻訳 ⑦建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理 ⑧賃貸借 ⑨その他

〔買受けの種類〕

物品等の買受け

### 2 申請書類の受付期間

(1)平成19・20年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（建設工事、測量・建設コンサルタント等）（以下「一元受付」という。）による場合

平成18年12月1日から平成19年1月15日までに次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信してください。

（建設工事）

<https://www.pqr.mlit.go.jp>  
(測量・建設コンサルタント等)  
<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

## (2) 郵送による場合

定時受付については、申請書類を郵送する方法により平成18年12月1日から平成19年1月15日まで受け付けます（当日消印有効。ただし、料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては当日までに到着したものが有効。）。なお、随時受付については、申請書類を郵送する方法により定時の受付期間の翌日から受け付けます。

## (3) 持参による受付の廃止について

平成17・18年度分定時受付まで実施していた持参による受付は、平成17年9月1日に廃止しております。今後も引き続き持参による受付は行いません。

## 3 申請書の入手方法等

### (1) 申請書の入手方法

#### ① 一元受付による場合

2 (1) に掲げるアドレスにアクセスし、平成18年11月1日から平成18年11月30日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて、平成18年11月1日から平成19年1月15日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードしてください。

#### ② 一元受付によらない場合

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成18年11月1日以降に独立行政法人水資源機構（以下「当機構」という。）のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.water.go.jp>

### (2) 申請書の提出方法

#### ① 一元受付による場合

2 (1) に掲げるアドレスにアクセスし、3 (1) ①においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信してください。

#### ② 郵送による場合

申請書に必要な書類を添付し、以下の送付先へ郵送してください。

[送付先]

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

独立行政法人水資源機構 本社財務部契約課

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は日本語で作成してください。

また、申請書及び添付書類中の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算し、記載してください。

4 競争に参加することができない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 過去2年以内に当機構が発注した工事等の契約において、次の①から⑥までのいずれかに該当すると認められる者
  - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、業務又は製造を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

5 競争参加者の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は以下のとおり行います。

[建設工事]

1 (1)の工事種別ごとに次の(1)に掲げる客観的事項の各項目と(2)に掲げる主観的事項の各項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。(等級区分を設けている工事種別については、更にこの点数に基づいて等級の区分を与えます。)

(1) 客観的事項

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示(平成6年建設省告示第1461号をいう。以下同じ。)第1第1号の1に規定する当期営業年度開始日の直前2年又は直前3年の各営業年度の希望工事種別(当該申請に係る一般競争(指名競争)に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとの年間平均完成工事高
- ② 告示第1第1号の2に規定する審査基準日(以下「客観的事項の審査基準日」という。)において建設業に従事する職員で、告示第1第3号の1から3までに掲げる者(以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数又は客観的事項の審査基準日及び基準決算の前期末における許可を受けた建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数の平均の数
- ③ 告示第1第1号の2及び3、第2号並びに第4号に規定する項目(これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。)

(2) 主観的事項

当機構（平成15年9月30日以前にあっては水資源開発公団。）が発注した工事で、平成15年1月1日から平成18年12月31日までの4年間に完成した希望工事種別ごとの工事成績、工事請負代金額等

〔測量・建設コンサルタント等〕

1 (2)の業務の種類ごとに以下の項目により総合点数を算定し、この点数により順位を付して資格を与えます。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の業務の種類ごとの年間平均実績高
- ② 測量等審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- ③ 測量等審査基準日における業務の種類ごとの有資格者の数
- ④ 測量等審査基準日までの営業年数

〔物品製造等〕

1 (3)の物品等の製造又は販売の種類及び役務の提供の種類（以下「物品等の種類」という。）ごとに以下の項目により合計数値を算定し、この数値により順位を付して資格を与えます。（等級区分を設けている物品等の種類については、更にこの数値に基づいて等級の区分を与えます。）ただし、買受けの種類にあっては、合計数値の算定はしません。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日（以下「物品等審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度の物品等の種類ごとの年間平均実績高
- ② 物品等審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
- ③ 物品等審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率（流動資産を流動負債で除した数値の百分率）
- ④ 物品等審査基準日までの営業年数

6 資格審査結果の通知

「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知（郵送）します。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争（指名競争）参加資格を認定した日から平成21年3月31日までとします。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の経過後も引き続き一般競争（指名競争）参加資格を希望する者は、平成20年10月頃に平成21・22年度の競争参加者の資格に関する公示を行う予定ですので、当該公示に基づき申請書類を提出してください。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

当機構全事務所の閲覧場所及び当機構のホームページ。

<http://www.water.go.jp>

9 問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 本社財務部契約課  
電話番号 048 - 600 - 6534 (直通)

10 その他

この公示のほか、一般競争（指名競争）の参加資格を得ようとする者の申請方法等については、本年 11 月頃、当機構のホームページに掲載を予定しています。

<http://www.water.go.jp>